



東陸旅第2315号の2

平成14年1月28日

社団法人東京都個人タクシー協会

会長 本間 嗣治 殿

関東運輸局東京陸運支局長

向 良



一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシー）の
許可等に付された期限の更新事務に係る事務委託について

標記について、平成13年11月15日付け、国自旅第107号「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシー）の許可期限の更新等の取扱いについて」（自動車交通局長通達）の趣旨に基づき、事業者負担の軽減と事務処理の迅速化を図るため、別添のとおり取扱基準を定めたので、協力方よろしく取り計らい願います。

一般乗用旅客自動車運送事業（１人１車制個人タクシー）の
許可等に付された期限の更新事務の委託に係る取扱基準

平成13年11月15日付け、国自旅第107号（自動車局長通達）「一般乗用旅客自動車運送事業（１人１車制個人タクシー）の許可期限の更新等の取り扱いについて」の記Ⅰ. 1.（3）に定めるところの期限更新事務の一部を事業者団体が行う場合の「事業者団体が行う事務の範囲」を次のとおり定める。

（委託事務）

1. 「事業者団体が行う事務」は、次の事項に該当する事務とする。
 - （1）期限更新者名簿（別添様式1）の作成
 - （2）期限更新申請書未提出者名簿（別添様式2）の作成
 - （3）期限更新申請書の受付確認、調査に係る事務
 - （4）運転免許証有効期限未更新者名簿（別添様式3）の作成
 - （5）事業用自動車検査証有効期限未更新者名簿（別添様式4）の作成
 - （6）任意保険未更新者名簿（別添様式5）の作成
 - （7）年齢により更新期間が短縮となる者に係る名簿（別添様式6）の作成
 - （8）更新日現在、満63歳及び満64歳の者の名簿（別添様式7）の作成
 - （9）期限の変更通知書の交付

（委託団体）

2. 期限更新事務の一部を委託する団体は、社団法人東京都個人タクシー協会（以下単に「協会」という。）とする。

（所属団体への委任）

3. 協会は、協会に所属する団体であって次の各号に適合するものに、委託を受けた事務の一部を委任することができる。
 - （1）道路運送法第92条の規定に定める届出団体であること。
 - （2）組織構成が確立されており、責任体制が明確に定められていること。
 - （3）委任を受けた事務を的確に遂行できる能力を有していること。

（実施計画書）

4. 協会は、委託事務を適正に実施するため、次の事項に係る期限更新事務委託実施計画を策定し、陸運支局長に提出する。これを変更する場合も同様とする。
 - （1）期限更新委託事務実施責任者、事務取扱責任者及び管理体制
 - （2）委託事務の処理計画（期限更新者名簿の作成時期、期限更新申請書の受付期間、調査期間等）
 - （3）下記12.（3）の受付印にかかる印影
 - （4）所属団体へ委任した場合は、その団体に係る次の事項
 - ア 団体の名称

- イ 委任した事務の範囲
- ウ 期限更新委託事務実施責任者、事務取扱責任者及び管理体制
- エ 前記（３）の印影
- オ 委任に伴う事務取扱規程

（期限更新者名簿の作成）

5. 協会は、期限更新の対象となる事業者の営業区域、許可年月日及び許可番号順に許可年月日、許可番号及び事業者氏名を記載した「期限更新者名簿」を当該申請書提出時の許可期限の満了する日（以下「許可期限満了日」という。）の４ヶ月前までに作成する。

（期限更新申請書未提出者名簿）

6. 協会は、期限更新の対象となる事業者のうち、所定の期日までに期限更新申請書を提出しなかった者に係る「期限更新申請書未提出者名簿」を作成する。

（年齢により更新期間が短縮となる者に係る名簿）

7. 協会は、期限更新の対象となる事業者のうち、満６５歳以上の者にかかる名簿を６５～７２歳、７３～７４歳、７５歳以上の３区分に分けて作成する。

（満６３歳及び満６４歳の者の名簿）

8. 協会は、期限更新の対象となる事業者のうち、更新日現在の年齢が満６３歳及び満６４歳の者に係る名簿を作成する。

（事前確認）

9. 協会は、あらかじめ期限更新者名簿記載の事業者に係る事業計画等を、陸運支局の個人タクシー事業者台帳により確認しておく。

確認後は、当該事業者に係る認可申請及び届出事項を把握し、期限更新申請書の記載内容に誤りが生じないように措置する。

また、平素の団体業務による情報収集、事業相互確認、必要に応じて現地確認を行う等の方法により当該事業者の実情の把握に努める。

（期限更新申請書の受付時の確認）

10. 期限更新申請書を受け付けるにあたっては、次の事項について確認等を行う。

（１）添付書類に関する確認等

①自動車運転免許証の写し

ア 申請日現在に有している自動車運転免許証の写しであること。

イ 有効な第二種運転免許証を有していない者は、期限更新申請書に付箋を貼付する。

ウ 申請日から許可期限満了日までの間に自動車運転免許証の有効期間が満了する事業者にかかる運転免許証有効期限未更新者名簿を作成すること。

②運転記録証明書

- ア 申請月の初日を基準として3ヶ月以内であること。
- イ 過去5年間の記録を証明したものであること。ただし、審査期間（許可等を受けた日又は前回の期限更新の日から当該申請書提出時の許可期限の満了する日までの期間をいう。）が3年以下の者については過去3年間の記録を証明したもので足りるとする。
- ウ 前回の期限更新日以降に運転免許の停止がある場合は、期限更新申請書に付箋を貼付すること。

③事業用自動車の自動車検査証の写し

- ア 申請日現在に有している自動車検査証の写しであること。
- イ 申請日から許可期限満了日までの間に自動車検査証の有効期間が満了する事業者にかかる事業用自動車検査証有効期限未更新者名簿を作成すること。

④任意保険又は共済

- ア 保険金又は共済金の額が対人8,000万円、対物200万円以上であること。
- イ 交通共済に加入している場合は、交通共済に加入している旨の証明書を一括で報告を受け確認すること。
- ウ 保険会社と契約している場合は、その保険証書の写しを添付すること。
- エ 申請日から許可期限満了日までの間に任意保険の保険期間が満了する場合は、任意保険未更新者名簿を作成すること。

⑤法令遵守、営業所及び自動車車庫の使用権原に係る宣誓書

- ア 様式は、「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシー）の許可等に付された期限の更新申請の審査及び取扱基準」で定められたものであること。
- イ 記入、押印漏れ等不備のないこと。
- ウ 氏名は自署であること。

⑥適性診断受診証明書等の写し

- ア 申請月の初日を基準として6ヶ月以内に受診したことを証する書面であること。
- イ 自動車事故対策センターの発行する適性診断受診証明書又は受診確認印が押印された受診申込書の写しであること。
- ウ 期限更新日において年齢が満65才以上の者にあつては、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第38条第2項に定めるところにより同項の認定を受けた適性診断（以下「高齢者診断」という。）を受けていることを証する書面であること。ただし、満75歳以上の者にあつては、当該高齢者診断に係る適性診断書であること。
- エ 前回の期限更新日における年齢が満63才又は満64才、かつ、更新後の許可期限を5年後とされた者については、年齢が満65才に達した日以降2年以内において高齢者診断を受けたことを証する書面であること。

オ 上記エに該当する者は、上記ウの書面と合わせて添付されていること。

⑦健康診断書等

ア 申請月の初日を基準として6ヶ月以内のものであること。ただし、代務運転者を使用している者及び事業休止中の届出を行っている者は、3ヶ月以内のものであること。

イ 公的医療機関等の医療施設において胸部疾患、心臓疾患及び血圧等に関する診断を受けたことを証するものであること。

ウ 期限更新日において年齢が満75才以上の者にあつては、営業の支障の有無に係る医師の所見が記載された健康診断書であること。

(2) 自動車報告規則に基づく報告書の確認

自動車報告規則に基づく営業報告書及び輸送実績報告書の提出の有無を確認すること。

(期限更新申請書受付事務の取扱)

1 1. 期限更新申請書の受付は、次のとおり行う。

(1) 期限更新申請書の受付は、協会又は前記3. の定めにより協会から委任を受けた団体（以下「受付団体」という。）が行う。ただし、この受付は、陸運支局が受理したものとはならない。

(2) 受付は、受付団体が上記9. の確認等を行った後とする。

(3) 受付団体は、期限更新申請書を受け付けた時は次により受付団体名及び受付年月日を表示する受付印を期限更新申請書に押印する。

①受付団体名は当該団体を表示する略称又は記号（団体判別が可能なもの）とする。

②期限更新申請書に記載する申請書提出年月日は、受付団体の受付年月日とする。

(陸運支局への提出)

1 2. 協会から陸運支局への提出は次による。

(1) 期限更新者名簿

①前記5. で作成した名簿を許可期限満了日の4ヶ月前（1月、7月）までに1部提出する。

②期限更新申請書受付後前記5. で作成した名簿に確認事項までを記載し、期限更新申請書と同時に許可期限満了日の50日前までに2部提出する。

(2) 期限更新申請書

期限更新者名簿の記載順に整理し、許可期限満了日の50日前までに提出する。

(3) 期限更新申請書未提出者名簿

許可期限満了日の50日前までに提出する。

(4) 運転免許証有効期限未更新者名簿

許可期限満了日の50日前までに提出する。

(5) 運転免許証有効期限未更新者に係る運転免許証の写し

協会は、前記(4)の名簿に記載された者に係る有効期限が更新されている運転免許証の写しを取りまとめのうえ、許可期限満了日までに提出する。

(6) 事業用自動車検査証有効期限未更新者名簿

許可期限満了日の50日前までに提出する。

(7) 事業用自動車検査証の写し

協会は、前記(6)の名簿に記載された者に係る新たに車検有効期間を更新された事業用自動車検査証の写しを取りまとめのうえ、許可期限満了日までに提出する。

(8) 任意保険未更新者名簿

許可期限満了日の50日前までに提出する。

(9) 任意保険未更新者に係る任意保険証書の写し

協会は、前記(8)の名簿に記載された者に係る新たに保険期限を更新された任意保険証書の写しを取りまとめのうえ、許可期限満了日までに提出する。

(期限の変更通知書の交付)

13. 協会は、期限の変更通知書(以下「通知書」という。)を陸運支局から一括受領し、対象事業者に交付する。

交付できない通知書があった場合は、その理由を添付して速やかに陸運支局に返戻する。

(疑義)

14. 事務委託の取扱者は、その事務処理に際して疑義が生じた時は陸運支局に照会のうえ、その指示に従う。

付則(平成14年1月28日付け東陸旅第2315号)

1 本要領は、平成14年5月31日を期限とする期限更新事務から適用する。

2 平成7年11月20日付け東陸旅第3572号「一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシー)の免許期限更新事務の一部を事業者団体に委託する場合の取扱基準」は、平成13年11月30日を期限とする期限更新事務をもって廃止する。

3 10. ⑥ウについては、平成14年8月1日以降を期限更新日とする申請から適用する。

4 10. ⑥エについては、前回の期限更新日が平成12年8月1日以降の者から適用する。

5 10. ⑦ウについては、平成14年8月1日以降を期限更新日とする申請から適用する。

期限更新願未提出者名簿

ページ

番号	許可年月日	許可番号	氏名	コード	理由
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					

運転免許証有効期限未更新者名簿

ページ

番号	許可年月日	許可番号	氏名	コード	有効期限
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					

事業用自動車検査証有効期限未更新者名簿

ページ

番号	許可年月日	許可番号	氏名	コード	有効期限
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					

任意保険未更新者名簿

ページ

番号	許可年月日	許可番号	氏名	コード	有効期限
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					

期限更新者名簿(~ 才)

ページ

番号	許可番号	氏名	年齢	生年月日	備考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					

期限更新者名簿(63~64才)

ページ

番号	許可番号	氏名	年齢	生年月日	前回更新	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						